◇**所得税法等の一部を改正する法律**（法律第七号）（財務省）

一　所得税法の一部改正関係

1　給与所得控除について、次の見直しを行うこととした。（所得税法第二八条及び別表第二～別表第五関係）

㈠　控除額を一律一〇万円引き下げる。

㈡　給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を八五〇万円に、その上限額を一九五万円に引き下げる。

㈢　右記㈠及び㈡の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表について所要の措置を講ずる。

2　公的年金等控除について、次の見直しを行うこととした。（所得税法第三五条関係）

㈠　控除額を一律一〇万円引き下げる。

㈡　公的年金等の収入金額が一、〇〇〇万円を超える場合の控除額については、一九五万五、〇〇〇円の上限を設ける。

㈢　公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が一、〇〇〇万円を超え二、〇〇〇万円以下である場合の控除額を右記㈠及び㈡の見直し後の控除額から一律一〇万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が二、〇〇〇万円を超える場合の控除額を右記㈠及び㈡の見直し後の控除額から一律二〇万円、それぞれ引き下げる。

3　基礎控除について、次の見直しを行うこととした。（所得税法第八六条、第一九〇条及び第一九五条の三関係）

㈠　控除額を一〇万円引き上げるとともに、その控除額を個人の合計所得金額に応じて次のとおりとする。なお、合計所得金額が二、五〇〇万円を超える個人については、基礎控除の適用はできないこととする。

(1)　合計所得金額が二、四〇〇万円以下である個人　四八万円

(2)　合計所得金額が二、四〇〇万円を超え二、四五〇万円以下である個人　三二万円

(3)　合計所得金額が二、四五〇万円を超え二、五〇〇万円以下である個人　一六万円

㈡　右記㈠の見直しに伴い、年末調整において基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額の見積額を申告する等の所要の措置を講ずる。

4　扶養親族等の範囲について、次の措置を講ずることとした。（所得税法第二条関係）

㈠　勤労学生の合計所得金額要件を七五万円以下（改正前六五万円以下）に引き上げる。

㈡　同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を四八万円以下（改正前三八万円以下）に引き上げる。

㈢　源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を九五万円以下（改正前八五万円以下）に引き上げる。

5　配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件を四八万円超一三三万円以下（改正前三八万円超一二三万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ一〇万円引き上げることとした。（所得税法第八三条の二関係）

6　給与所得者の特定支出の控除の特例について、特定支出の範囲に、勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅費等で通常要する支出を加えることとした。（所得税法第五七条の二関係）

7　非居住者の公的年金等について、分離課税の対象となる金額等の算定における控除額計算の基礎となる額を五万円（改正前六万円）に引き下げることとした。（所得税法第一六九条及び第二一三条関係）

8　恒久的施設の範囲について、租税条約において異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける非居住者又は外国法人については、その租税条約において恒久的施設と定められたもの（国内にあるものに限る。）を恒久的施設とすることとした。（所得税法第二条関係）

9　返品調整引当金制度を廃止することとした。（旧所得税法第五三条関係）

10　固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例の適用対象に、農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用される農地の上に存する農作物の栽培に関する権利を加えることとした。（所得税法第五八条関係）

11　延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属の時期の特例について、対象となる資産の販売等をリース譲渡に限定することとした。（所得税法第六五条関係）

12　分配時調整外国税相当額控除制度の創設

㈠　居住者が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、その支払を受ける収益の分配に係る分配時調整外国税相当額（当該収益の分配に係る外国税の額で当該収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうちその支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額に相当する金額をいう。以下同じ。）は、その年分の所得税の額から控除することとした。（所得税法第九三条関係）

㈡　恒久的施設を有する非居住者が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、その支払を受ける収益の分配に係る分配時調整外国税相当額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る所得税の額に相当する金額を限度に、その年分の所得税の額から控除することとした。（所得税法第一六五条の五の三関係）

13　給与等の支払を受ける居住者は、給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、新生命保険料等の金額の支払をした旨を証する書類の提出又は提示に代えて、当該書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。この場合において、当該給与等の支払を受ける居住者は、当該書類を提出し、又は提示したものとみなす。（所得税法第一九八条関係）

14　源泉徴収等を要しない公的年金等から除外される公的年金等の範囲から、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則の規定による特例年金給付を除外することとした。（所得税法第二〇三条の六関係）

15　支払調書等の電子情報処理組織又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数を一〇〇以上（改正前一、〇〇〇以上）に引き下げることとした。（所得税法第二二八条の四関係）

16　地方税共同機構を公共法人等の範囲に加えることとした。（所得税法別表第一関係）

二　法人税法の一部改正関係

1　支配関係がある法人間の組織再編成の適格要件について、当初の組織再編成の後に完全支配関係がある法人間で従業者又は事業を移転することが見込まれている場合にも、当初の組織再編成の適格要件のうち従業者従事要件及び事業継続要件を満たすこととした。（法人税法第二条関係）

2　対価が交付されない合併等が行われた場合の株式の譲渡損益の計算方法等について、明確化を行うこととした。（法人税法第二四条、第六一条の二、第六二条及び第六二条の八関係）

3　特定法人（次の法人をいう。）である内国法人は、納税申告書により行うこととされ、又はこれに添付書類を添付して行うこととされている各事業年度の所得に対する法人税の申告については、申告書記載事項又は添付書類記載事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供すること等により行わなければならないこととした。この場合において、電子情報処理組織を使用する